

香川県報



第 42 号

平成 16 年

5月28日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規則

●香川県駐車場規則の一部を改正する規則

（総務学事課）

一

告示

○平成十一年香川県告示第七百十六号（香川県個人情報保護条例に規定する実施機関が定める法人）の一部改正

（県民参画課）

二

○平成十二年香川県告示第六百二十七号（香川県情報公開条例の実施機関が定める法人）の一部改正

（青少年・男女共同参画課）

三

○介護保険法の規定による事業者の指定

（長寿社会対策課）

四

○身体障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出

（障害福祉課）

五

○知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出

（障害福祉課）

六

○児童福祉法の規定による事業の廃止の届出

（障害福祉課）

七

○道路の供用開始

（道路保全課）

八

○道路の位置指定

（建築課）

九

公告

○平成十五年度における行政文書の公開の実施状況

（県民参画課）

一〇

○平成十五年度における香川県個人情報保護条例の施行状況

（総務課）

一一

○地方税法の規定による特約業者の指定の取消し

（計量検定所）

一二

○特定計量器定期検査の実施

（農業経営課）

一三

○肥料の登録

（農業経営課）

一四

○土地改良区の定款の変更の認可

（土地改良課）

一五

○土地改良区の役員の就任の届出（四件）

（土地改良課）

一六

○土地改良区の役員の就任の届出	（農村整備課）	一〇
○土地改良区の役員の就任の届出	（農村整備課）	一一
○土地改良事業の工事完了の届出	（建築課）	一二
○県営土地改良事業の工事完了	（建築課）	一三
○県営土地改良事業計画の決定（四件）	（建築課）	一四
○開発行為に関する工事の完了	（建築課）	一五
○開発行為に関する工事（公共施設）の完了	（建築課）	一六
議事公告		
○平成十五年度における公文書の公開の実施状況		一七
人事委員会規則		
●職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則		一八

規則

香川県駐車場規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第六十一号

香川県駐車場規則の一部を改正する規則

香川県駐車場規則（平成五年香川県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「、駐車場」を「、香川県番町地下駐車場」に、「又は駐車場」

を「又は香川県番町地下駐車場」に改め、「（香川県玉藻町駐車場にあつては、午後十一時）」を削り、同条第二項中「前項ただし書」を「前項」に、「駐車場に入場し、若しくは

駐車場から出場することができる時間を延長し、又は短縮する」を「同項に規定する時間を変更する」に改める。

第十条の見出し中「業務」を「業務等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 駐車場の管理を指定管理者が行うときは、第二条、第三条、第五条から前条まで及び

次条の規定は、適用しない。

別表第一号を次のように改める。

一 使用料

イ 香川県番町地下駐車場

単位	使用料の額
一台につき三十分までごと	百三十円

備考 香川県番町地下駐車場を利用する時間が午後十時後の時間に至る場合は、午後九時から翌日の午前八時三十分までの間における利用に係る使用料は、一台につき千三百円とする。

口 香川県玉藻町駐車場

利用時間	単位	使用料の額
一 午前七時三十分から午後十一時まで	一台につき三十分までごと	百三十円
二 午後十一時から翌日の午前七時三十分まで	一台につき六十分までごと	百三十円

備考 香川県玉藻町駐車場を二の項の上欄に掲げる利用時間において三時間を超えて利用する場合は、当該利用に係る使用料は、一台につき五百円とする。

附則

- この規則は、平成十六年六月一日から施行する。
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日にかけて香川県玉藻町駐車場を利用する者の当該利用に係る使用料については、なお従前の例による。

告 示

●香川県告示第四百号

平成十一年香川県告示第七百十六号(香川県個人情報保護条例に規定する実施機関が定める法人)の一部を次のように改正し、平成十六年六月一日から施行する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

二を削り、三を二とし、四から二十二までを一ずつ繰り上げる。

●香川県告示第四百一号

平成十二年香川県告示第六百二十七号(香川県情報公開条例の実施機関が定める法人)

の一部を次のように改正し、平成十六年六月一日から施行する。
平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第四百二号

「財団法人香川県駐車場管理財団」を削る。
香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
81	平成十六年五月十一日	雑誌	MenuFrei BOMBER NUMBER.037 6月号	08513-06	ゼンストセラーズ	内容が著しく性的感情を刺激し、又は是れは粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
82		雑誌	ザ・ベスト MAGAZINE Special NO.131 6月号	14077-6	〃	
83		雑誌	ザ・ベスト MAGAZINE No.241 6月号	14003-6	〃	
84		雑誌	ガッソ 1 No.76 6月号	02393-6	〃	
85		雑誌	THE パパフル VOL.14 6/1増刊	18186-6	ニッポン出版(株)	
86		雑誌	別冊 GON 1 通巻37号 6月号	18185-6	〃	
87		コミック誌	漫画実話ナツクルズ '04 6月号	18421-6	〃	
88		雑誌	衝撃王 GOKUH 6月号増刊号	03798-06	傑作ハウラス	
89		雑誌	GOKUH No.155 6月号	03797-06	〃	
90		雑誌	Dr.ピカッ No.111 6月号	06635-06	〃	

91	“	BACHELOR	6月号	07537-06	(株)ダイアプレス	
92	“	Celeb girls ウナーB組6月号増刊	vol.012 6月号	11804-06	(株)マガジン・マガジン	
93	“	デラベっぴん	No.223 6月号	16487-6	英知出版(株)	
94	コミック誌	コミック まあるまん	6月号	13701-6	(株)ぶんか社	
95	“	コミック AQUA	6月号	13803-06	(株)オークラ出版	
96	雑誌	ペンコン パラダイス Vol.145	6月号	07483-06	(株)メディアアックス	
97	“	裏モノ JAPAN	6月号	01805-6	鉄人社	
98	“	別冊BUKKA	6月号	08023-6	(株)コアマガジン	
99	“	Don't!	6月号	06777-06	(株)サン出版	
100	“	T V驚愕映像コレクション VOL.4	6月号	67625-19	(株)晋遊舎	
101	“	ミニスカ大図鑑	6月号	18465-06	(株)日本出版社	

●香川県告示第四百三三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項及び第四十六条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真鍋 武 紀

介護保険 事業所番号	事業所の名称 及び所在地	申請者の名称、代表 者の氏名及び主たる 事務所の所在地	指定年月日	サービスの 種類
---------------	-----------------	-----------------------------------	-------	-------------

三七七〇一 〇三〇四六	屋島やすらぎ 高松市屋島東町一四一 四番地	特定非営利活動法人屋 島やすらぎ 理事長 平畑千重子 高松市屋島東町一四一 四番地	平成十六年 五月十五日	通所介護
三七七〇一 〇三〇五三	デイサービスセンター 春いちばん 高松市円座町一三〇〇 番地二	株式会社ハッピーライ フ愛 代表取締役 赤澤浩子 高松市円座町一〇〇一 番地	“	“
三七七〇一 〇三〇七九	グループホーム春風荘 高松市円座町一三〇〇 番地二	株式会社ハッピーライ フ愛 代表取締役 赤澤浩子 高松市円座町一〇〇一 番地	“	痴呆対応 型共同生 活介護
三七七〇一 〇三〇八七	グループホーム菜の花 高松市飯田町一〇四番 地一	有限会社菜の花 代表取締役 尾路豊暢 高松市飯田町一〇四番 地一	“	“
三七七〇一 〇三〇九五	訪問介護サービスこも れび 高松市前田西町一七番 地一 ラフィネ・ヒロ 一F	有限会社ミキエダ学館 代表取締役 江口誠 高松市前田西町一七番 地一 ラフィネ・ヒロ 一F	“	訪問介護
三七七〇一 〇三二〇三	高松さんさん荘老人介 護支援センター 高松市西植田町四二二 二番地一	社会福祉法人燦々会 理事長 小比賀剛一 香川県香川町大字川内 原一〇〇三番地一	“	居宅介護 支援
三七七一一 〇〇八一〇	特定非営利活動法人転 倒予防を考える会	特定非営利活動法人転 倒予防を考える会	“	福祉用具 貸与

綾歌郡綾歌町岡田西二〇〇一番地一九	理事長 平野祐一
綾歌郡綾歌町岡田西二〇〇一番地一九	

●香川県告示第四百四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一	有限会社ケアサービスタなか	有限会社ケアサービスタなか	平成十六年三月三十一日	身体障害者居宅介護
一〇〇〇八一	さぬき市多和中山	高松市十川西町六		
一四	上九一番地二二	八六番地一〇		

●香川県告示第四百五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二	有限会社ケアサービスタなか	有限会社ケアサービスタなか	平成十六年三月三十一日	知的障害者居宅介護
一〇〇〇八一	さぬき市多和中山	高松市十川西町六		
一三	上九一番地二二	八六番地一〇		

●香川県告示第四百六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居

宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。平成十六年五月二十八日	香川県知事 真 鍋 武 紀
---	---------------

●香川県告示第四百七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年五月二十八日から同年六月十八日まで一般の縦覧に供する。平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 岡田普通寺線（四十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
普通寺市生野町一八七一番九地先から普通寺市生野町一八八三番一地先まで	一三・二	七六	交差点改良工事による自転車歩行者道の新設
	四五・二		

四 供用開始の期日 平成十六年五月二十八日

●香川県告示第四百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 坂土指道 第三号
 - 二 指定年月日 平成十六年五月十四日
 - 三 指定道路の位置 綾歌郡国分寺町福家字楠井甲三五五一―四、甲三五五二―三、甲三五五二―四、甲三五五三―二、甲三五五四―一及び同地先農道・水路
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル
延長 九五・六九メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第二百八十一号

香川県情報公開条例（平成十二年香川県条例第五十四号）第二十六条の規定に基づき、平成十五年度における行政文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 行政文書の公開の状況

実施機関	公開請求件数	A(B+C)公開請求処理件数	左 の 内 訳				Cその他
			公開	一部公開	非公開	B計	
知事	941	7,502	2,648	4,571	275	7,494	8
教育委員会	17	266	51	181	34	266	0

(単位 件)

選挙管理委員会	12	42	35	3	4	42	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	3	55	34	0	21	55	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	1	1	0	0	1	1	0
警察本部長	29	277	1	269	7	277	0
合 計	1,003	8,143	2,769	5,024	342	8,135	8

(注) 1 「公開請求処理件数」とは、実施機関が平成15年度の公開請求に係る文書を持定し、決定をした文書数をいう。

2 「非公開」には、不存在によるものを含む。

3 「その他」とは、取下げ又は却下をいう。

2 不服申立ての状況

- (1) 平成15年度不服申立件数 61件
- (2) 不服申立ての処理状況

不服申立件数		裁決、決定等の状況					
平成15年度	平成14年度以前	合計	認可	一部認可	棄却	却却	下
61	189	250	11	35	37	1	166

(単位 件)

(注) 「平成14年度以前」の不服申立ての件数は、平成14年度までに提起された不服申立てのうち、平成15年度以降の審査に関するものの件数である。

●香川県公告第二百八十二号

香川県個人情報保護条例（平成十一年香川県条例第一号）第三十九条の規定に基づき、平成十五年度における同条例の施行状況を次のとおり公表する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 眞 鍬 武 記

1 個人情報取扱事務の登録の件数

知事	844
教育委員会	196
選挙管理委員会	12
人事委員会	11
監査委員	14
地方労働委員会	14
収用委員会	10
海区漁業調整委員会	10
内水面漁場管理委員会	10
計	1,121

2 開示請求の件数及びその処理状況

(単位 件)

実施機関	請求件数	開示	不存在	一部開示	却下	調査中
知事	51	49	1	1	1	0
教育委員会	12	9	0	2	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	3	3	0	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0

海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
計	66	61	1	3	2

※ 平成14年度中の未処理案件の処理を含むため、請求件数と決定件数は一致しない。

3 口頭による開示請求

(単位 件)

試験等の名称	実施機関	開示件数
行政書士試験	知事	0
育休任期付職員登録試験	知事	3
任期付職員採用選考試験	知事	2
調理師試験	知事	22
介護支援専門員実務研修受講試験	知事	67
保育士試験	知事	39
保育専門学院入学試験	知事	71
准看護師試験	知事	23
歯科技工士試験	知事	6
保健医療大学一般入学試験	知事	14
医療短期大学一般入学試験	知事	10
毒物劇物取扱者試験	知事	5
薬種商認定試験及び承継試験	知事	2
クリーニング師試験	知事	0
砂利採取業務主任者試験	知事	1
職業訓練指導員試験	知事	0
技能検定試験	知事	0

改良普及員資格試験	知事	2
農業機械利用技能者技能検定試験	知事	0
農業大学校一般入学試験	知事	0
採石業務管理者試験	知事	0
香川県公立高等学校入学者選抜	教育委員会	3,447
香川県立高等学校専攻科入学者選抜	教育委員会	31
香川県公立学校教員採用選考試験	教育委員会	0
香川県立高松北中学校入学者選抜	教育委員会	15
香川県立高瀬のぞみが丘中学校入学者選抜	教育委員会	3
職員等採用上級試験	人事委員会	11
職員等採用中級試験	人事委員会	2
職員等採用初級試験	人事委員会	1
警察官A採用試験	人事委員会	16
警察官B採用試験	人事委員会	11
職員採用選考試験	人事委員会	1
合計		3,805

4 訂正請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	訂正	不訂正	取下
知事	0	0	0	0

5 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数	答申の内容			取下げ
	認容	一部認容	棄却	
			審理中	

1	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

※ 平成15年度中の不服申立ては、未だ諮問に至っていない。

6 是正の申出の件数及び処理状況

是正の申出の件数	処理状況		処理中
	処理済	0	
0	0	0	0

●香川県公告第二百八十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
北四国総業株式会社	有馬 耕一	高松市常磐町一丁目三十一	平成十六年三月三十一日

●香川県公告第二百八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項第一号から第五号までに該当するものに限る。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真鍋 武紀

- 一 定期検査の対象となる特定計量器
- 非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 二 定期検査を行う区域、期日及び場所
- 1 検査区域

さぬき市及び東かがわ市

2 検査期日

平成十六年七月五日から同年八月三十一日まで

3 検査場所

当該特定計量器の所在の場所

●香川県公告第二百八十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成十六年五月十七日	香川県第七三八号	干魚肥料粉末	魚類粉末	窒素全量 六・〇 りん酸全量 三・〇	該当なし	直島漁業協同組合 香川郡直島町八三四番地五

●香川県公告第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、丸亀市飯野土地改良区の定款の変更を平成十六年五月十日認可した。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、綾歌郡亀越池土地改良区から役員の変更及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	佐々木 静男	綾歌郡綾歌町岡田上一二二番地第二	平成一六、三、二九
〃	横関 薫	〃 八四六番地一	〃
〃	宮武 勉	〃 岡田西一〇〇九番地	〃
〃	清田 正明	〃 満濃町大字吉野二七三五番地第一	〃
〃	山下 政則	〃 〃 二六七五番地第三	〃
〃	矢野 成昭	〃 綾歌町岡田上九九八番地第二	〃
〃	小谷 正好	〃 岡田下二五一番地	〃
〃	藤井 紀夫	〃 岡田西五五一番地の二	〃
〃	土岐 勝美	〃 岡田東一三三〇番地	〃
〃	逢坂 勝美	〃 〃 一六七二番地	〃
〃	永森 茂雄	〃 岡田下一五三番地五	〃
〃	大西 長造	〃 〃 岡田西一〇一五番地	〃
〃	片岡 良信	〃 満濃町大字吉野二四〇〇番地第一	〃
〃	土岐 泰弘	〃 綾歌町岡田東一九七五番地五	〃
二 就任した役員			
役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	山下 政則	綾歌郡満濃町大字吉野二六七五番地第三	平成一六、三、三〇
〃	大谷 雅昭	〃 〃 二五二三番地第二	〃
〃	横関 薫	〃 綾歌町岡田上八四六番地一	〃
〃	岩崎 勳	〃 〃 五五四番地	〃
〃	佐々木 静男	〃 〃 一二二番地第二	〃
〃	小谷 正好	〃 〃 岡田下二五一番地	〃
〃	平尾 延男	〃 〃 岡田西八九六番地一二	〃
〃	藤井 紀夫	〃 〃 五五一番地の二	〃
〃	土岐 勝美	〃 〃 岡田東一三三〇番地	〃
〃	逢坂 勝美	〃 〃 一六七二番地	〃

監事	片岡 良信	〃	満濃町大字吉野二四〇〇番地第一	〃
〃	馬淵 英憲	〃	綾歌町岡田下一五五番地一	〃
〃	澤野 憲一	〃	岡田西二一〇三番地	〃
〃	土岐 泰弘	〃	岡田東一九七五番地五	〃

●香川県公告第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蓮池土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	青木 正明	丸亀市中府町二丁目四番五号	平成一五、一、二三
〃	福本 忠之	〃 〃 四丁目一番六号	平成一六、三、三一
〃	藤田 義之	〃 〃 三番一四号	〃
〃	直井 昭夫	〃 〃 二丁目六番三五号	〃
〃	丸岡 儀市	〃 〃 津森町四九番地	〃
監事	田中 吉昭	〃 〃 七〇番地三	〃
〃	多田 孝憲	〃 〃 中府町三丁目六番三七号	〃

二 就任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	田村 元良	丸亀市中府町一丁目五番五五号	平成一六、四、一
〃	福本 忠之	〃 〃 四丁目一番六号	〃
〃	藤田 義之	〃 〃 三番一四号	〃
〃	田村 実	〃 〃 二丁目四番四〇号	〃
〃	丸岡 儀市	〃 〃 津森町四九番地	〃
監事	田中 吉昭	〃 〃 七〇番地三	〃
〃	多田 孝憲	〃 〃 中府町三丁目六番三七号	〃

●香川県公告第二百八十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸亀市川西土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。
平成十六年五月二十八日
香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	山田 安行	丸亀市川西町北六八二番地	平成一六、三、三一

二 就任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	橋村 久和	丸亀市川西町北五九七番地	平成一六、四、一

●香川県公告第二百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、丸亀市土器町土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	富家 優	丸亀市土器町西二丁目六四一番地	平成一六、四、二七
〃	高畑 美嗣	〃 〃 西一丁目三九三番地	〃
〃	田羅間邦太	〃 〃 東四丁目七二四番地	〃
〃	山野 弘	〃 〃 東五丁目四八五番地	〃
〃	稲尾 章	〃 〃 東六丁目三六四番地	〃
〃	仁尾谷晋一郎	〃 〃 一三一一番地	〃
〃	高木 照夫	〃 〃 西六丁目二〇九番地	〃
〃	大西 勝弘	〃 〃 西八丁目四二九番地	〃

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
二 就任した役員	砂古 實	東四丁目五八一番地	〃
〃	小林 良雄	西四丁目六〇番地	〃
〃	大西 光男	西二丁目四五〇番地	〃
〃	安藤 千秋	西六丁目一四番地	〃
監事	横山 良徳	東七丁目八二八番地	〃
〃	河津 稔	東九丁目一七番地	〃
〃	竹本 秋男	〃 七五九番地	〃
〃	大前 讓	東七丁目二四九番地	〃
〃	香川 誼	東二丁目一四二番地	〃
理事	林 幸雄	丸亀市土器町西五丁目五一九番地	平成一六、四、二八
〃	香川 光義	西八丁目三七三番地	〃
〃	富家 優	西二丁目六四一番地	〃
〃	高畑 美嗣	西一丁目三九三番地	〃
〃	塩田 静男	東二丁目三一七番地	〃
〃	田羅間 邦太	東四丁目七二四番地	〃
〃	宮本 久男	東五丁目六〇九番地	〃
〃	稲尾 章	東六丁目三六四番地	〃
〃	大前 讓	東七丁目二四九番地	〃
〃	春瀬 満彦	〃 二一九番地	〃
〃	仁尾谷 晋一郎	東六丁目一一二番地	〃
〃	小林 利一	東九丁目七〇番地	〃
〃	横山 良徳	東七丁目八二八番地	〃
監事	高木 照夫	西六丁目二〇九番地	〃
〃	大西 光男	西二丁目四五〇番地	〃
〃	小林 良雄	西四丁目六〇番地	〃
〃	砂古 實	東四丁目五八一番地	〃

●香川県公告第二百九十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、引田土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。
平成十六年五月二十八日
香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百九十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三豊郡国市池土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。
平成十六年五月二十八日
香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	川根 清二	東かがわ市引田二二〇五番地一	平成一五、七、二八
〃	六車 眞善	〃 一二三三番地	〃
〃	田中 詮	〃 一三四五番地一	〃
〃	田中 辰男	〃 一四八八番地三一	〃
〃	遠藤 正俊	〃 三五〇七番地	〃
〃	栗島竹治郎	小海二二四番地	〃
〃	六車 忠義	〃 一四八一番地一	〃
〃	水口 勝	〃 一二五五番地	〃
監事	永峰 肇	引田二九四四番地	〃

●香川県公告第二百九十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。
平成十六年五月二十八日
香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
小豆郡内海町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	灘上地区	平成一六、三、二六
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	岡地区	平成一六、二、二二
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	空向地区	平成一六、二、二六
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	山田地区	平成一六、二、二七
唐櫃浜田地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	唐櫃浜田地区	平成一五、一〇、三〇
沖の島地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	沖の島地区	平成一五、一〇、三一
馬越岡地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (農道整備事業)	馬越岡地区	平成一六、三、五

●香川県公告第二百九十四号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営ため池等整備事業（小規模）	逆瀬池	平成一六、三、四
〃	野々池上池	平成一六、二、三
〃	黒嶋池	平成一六、三、一六

〃	踊池	平成一五、二、二四
〃	ネバタ池	平成一六、三、八
県営中山間地域総合農地防災事業	下麻	平成一五、三、一四

●香川県公告第二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営綾歌中部地区農村振興総合整備事業（農道整備事業）安川長閑地区外四）計画を平成十六年五月十八日定めた。

その関係書類を飯山町産業振興課において平成十六年六月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営綾歌中部地区農村振興総合整備事業（ほ場整備事業）いもじ原地区）計画を平成十六年五月十八日定めた。

その関係書類を飯山町産業振興課において平成十六年六月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営綾歌中部地区農村振興総合整備事業（農道整備事業）咲屋地区外三）計画を平成十六年五月十八日定めた。

その関係書類を綾歌町建設課において平成十六年六月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営綾歌中部地区農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備事業）小津森池地区）計画を平成十六年五月十八日定めた。

その関係書類を綾歌町建設課において平成十六年六月三日から同月二十三日まで縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第二百九十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- 香川郡香川町大字浅野字五端子五二七―二の一部、五二八―二、五二八―四、五二八―五、五二九―四の一部、字上川原五五二―一、五五二―一、五五二―三、五五二―四の一部及び五五二―八

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 高松市多肥下町三五番地 株式会社ロータリーハウス 代表取締役 増元浩二

●香川県公告第三百号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年五月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- 香川郡香川町大字浅野字五端子五二七―二の一部、五二八―二、五二八―四、五二八―五、五二九―四の一部、字上川原五五二―一、五五二―一、五五二―三、五五二―四の一部及び五五二―八

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

- 道路（有効幅員五・〇〇メートル、延長二三四・四七メートル）
香川郡香川町大字浅野字五端子五二八―二の一部、五二八―四の一部、五二八―五の一部、字上川原五五二―一の一部、五五二―一の一部、五五二―三の一部及び五五二―四の一部
- 道路（有効幅員四・〇〇メートル、延長二八・九五メートル）
香川郡香川町大字浅野字五端子五二八―二の一部、五二九―四の一部、字上川原五五二―一の一部及び五五二―三の一部

2 公園

- 公園（面積二二・五二平方メートル）
香川郡香川町大字浅野字上川原五五二―一の一部

3 排水施設

- 排水管（直径二五〇ミリメートル、延長一二五・五〇メートル）
香川郡香川町大字浅野字五端子五二八―二の一部、五二八―四の一部、五二八―五の一部、字上川原五五二―一の一部及び五五二―一の一部
- 排水管（直径三〇〇ミリメートル、延長五一・四〇メートル）
香川郡香川町大字浅野字上川原五五二―一の一部及び五五二―一の一部
- 排水管（直径三五〇ミリメートル、延長三四・二〇メートル）
香川郡香川町大字浅野字上川原五五二―一の一部
- 排水敷地（面積一・〇五平方メートル）
香川郡香川町大字浅野字上川原五五二―一の一部
- 管水路（直径四〇〇ミリメートル、延長七三・六五メートル）
香川郡香川町大字浅野字上川原五五二―一の一部、五五二―三の一部及び五五二―八の一部

一部

- 水路敷地（面積二八・八一平方メートル）
香川郡香川町大字浅野字上川原五五二―一の一部、五五二―三の一部及び五五二―八の一部

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市多肥下町三五番地
株式会社ロータリーハウス 代表取締役 増元浩一

議会公告

●香川県議会公告第一号

香川県議会情報公開条例（平成十二年香川県条例第七十九号）第二十六条の規定に基づき、平成十五年度における公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成十六年五月二十八日

香川県議会議長 増 田 稔

1 公文書の公開の状況

(単位 件)

A (B+C) 公開請求処理件数	左 の 内 訳				C その他
	公 開	一部公開	非公開	B 計	
154	69	85	0	154	0

2 不服申立ての状況

不服申立て件数 0 件

人事委員会規則

職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月二十八日

香川県人事委員会委員長 武 田 安 紀 彦

香川県人事委員会規則第十七号

職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益法人等への派遣等に関する規則（平成十四年香川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十六年六月一日から施行する。

平成十六年五月二十八日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています